

# 平成23年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成23年4月26日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時20分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

委員長 佐々木 武志

委員 中條 克之

委員 中村 立子

委員 小泉 秀夫

委員 中本 賢

教育長 金井 則夫

## 【出席職員】

総務部長 平野

教育環境整備推進室長 海野

職員部長 高梨

学校教育部長 渡邊

生涯学習部長 野本

庶務課長 小椋

企画課長 広瀬

庶務課担当課長 五十嵐

カリキュラムセンター室長 稲毛

生涯学習推進課長 池谷

学校教育部指導課長 島田

担当係長 末木

書記 外山

## 【署名人】

委員 小泉 秀夫

委員 中村 立子

## 1 開会宣言

【佐々木委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【佐々木委員長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

## 3 会議録の承認

【佐々木委員長】

3月臨時会及び定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

【各委員】

<了承>

## 4 傍聴（傍聴者 29名）

【佐々木委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、そのように決定いたします。

以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

**【佐々木委員長】**

それでは、そのように決定いたします。

**5 非公開案件**

**【佐々木委員長】**

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件については、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告については、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第4号川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会委員の委嘱及び任命について

議案第5号川崎市教科用図書選定審議会委員等の委嘱等について

は、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**6 署名人**

**【佐々木委員長】**

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、小泉委員と中村委員をお願いいたします。

**7 請願審議**

**【佐々木委員長】**

それでは、4月臨時会で報告があった請願第3号「2011年度の中学校教科書採択に関し、教師や父母・市民の意見がより反映される採択手順での採択を求める請願書」について審議いたします。はじめに請願者の陳述を伺いたいと思いますので、ただいまから10分程度でお願いいたします。

請願者が陳述した。

**【佐々木委員長】**

ありがとうございました。以上で陳述を終了します。

ただいまの陳述については、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思  
います。それでは、傍聴席へお戻りください。

それでは、次に、審議にあたりまして、事務局からの説明をお願いします。

指導課長が説明した。

**【佐々木委員長】**

何かご質問等ございますか。

**【小泉委員】**

請願事項6で可能な限り全員傍聴できるとあるが、できない場合もあると思いますが、  
採択会場の規制はありますか。

**【指導課長】**

採択会場については、国の教科書調査審議会において平成14年度教科書制度の改善  
について児童生徒が使用する教科書が誹謗中傷がなされる中で採択がなされたり、外  
部から不当な働きかけにより採択が歪められたりというような疑念を抱かれないよう  
にする最適な環境を確保することが重要であると報告付けられています。これを受け  
14年8月に文部科学省の教科書制度の改善の中での透明化・公正さの確保をされる  
とともに誠実な採択環境が確保という事が選定の重要な点です。

**【小泉委員】**

人数的な点の規定はないですか。

**【指導課長】**

人数的な制限についての規定はありません。

**【中村委員】**

昨年の会場が狭いという感じは受けませんでした。

**【カリキュラムセンター室長】**

昨年は傍聴に対して十分な座席の準備がありました。もし、仮にもっと必要であれば  
多くても対応できました。

**【佐々木委員長】**

川崎で今まで土曜とか日曜にやってきて、できるだけ多くの人に参加してもらおうと  
しています。過去、このところ総合教育センターで行ってきて、「狭い」とか「使いづら  
い」と言ったような声を聞いたことがないと思いますが。

**【カリキュラムセンター室長】**

昨年の小学校の時にもそう言った話は聞いていません。

**【佐々木委員長】**

中学校の歴史教科書の採択の際も思ったよりも傍聴は少なめでした。  
広いところでこじんまりとやるのはやりずらくはありませんか。

**【中村委員】**

やっている方は気にならないと思いますが。

限りなく広いところであるのでしょうか。昨年度同様総合教育センターで  
十分だと感じます。文科省の答えも聞きましたが、川崎市は会議公開制度がありま  
すので、そこで規定されているのと同じなのではないでしょうか。例えば傍聴に入れな  
かった方に排除されたと思われぬという配慮が必要ではないですか。多い場合に先着  
順にするなどの配慮が必要ではないかと思います。今までにはなかったようですが想  
定より多かった場合に先着順にするなど事務局にて準備しておいた方がいいと思いま  
す。

**【金井教育長】**

会場の扉を開ければ外のスペースで対応できると思います。

**【佐々木委員長】**

増えそうであれば対処をお願いします。

**【中條委員】**

請願事項の4と5について、昨年度の4箇所よりも教科書展示の会場を増やすことは  
物理的に可能ですか。

**【指導課長】**

昨年度の教科書展示でも、問題点をあげられている事例はありませんでした。記名し  
た方のみで900人の方がお見えになりました。臨時で多摩図書館にも教科書展示を  
し、父母や市民の方にご利用いただきました。教科書展示の会場については問題ない

と考えています。教科書センターの位置づけについては、県の方の権限になっていません。

**【佐々木委員長】**

請願事項3に「現行の4つの採択地区の変更を行わないこと」とありますが問題点や改善すべきと思われる点はありますか。

**【指導課長】**

採択地区については昨年、特に問題はなかったと思います。本市において、これまで地域の実情、特性など総合的に判断し現在4地区になっています。各4地区それぞれの地域性を配慮する中で採択して現状を鑑みて、現段階で縮小・増設をすることは想定しておりません。

**【佐々木委員長】**

もし、他地区を見た時に、縮小・増設の情報はありますか。

**【指導課長】**

横浜の例では平成21年度までは18箇所でしたが平成22年度に全市1地区に変更しました。他の政令指定都市19都市のうち16市は1市全市で1地区です。残り3都市は、大阪8箇所、広島3箇所、本市が4箇所です。

**【中條委員】**

昨年度の採択で、実際に採択までの調査研究で川崎の地域性を大変感じました。現状で4地区だがもっと細分化してもよいのではないかと感じたこともありました。細分化した場合のデメリットはありますか。

**【指導課長】**

多く細分化した場合、教科用図書の調査研究に相応しい専門的な人材の確保が課題だと考えられます。

**【金井教育長】**

細分化した場合いろいろな採択の方法があると思いますが、教師の研究会がうまく機能するかという事が問題点になるのではないのでしょうか。

請願事項2の「教師たちの意見が反映される現行の手順を遵守すること」ということですが総務委員会で、学校調査研究したものが調査研究会、選定審議会という順で上がってくる過程の議事録のようなものはないのかという質問が出ました。調査報告書

以外に何かないかももう少し説明がほしいです。

**【指導課長】**

各小学校においては、科目ごとに教科用図書について調査研究をして校長名であげています。それを踏まえて調査研究会ではそれぞれの採択地区毎に種目に3名ずつ調査員がおり、上げられた教科用図書について作業的にどのような特徴付けられているのかという詳細な調査研究をしており、審議・協議をするということではないので、議事録はありません。

**【中本委員】**

請願事項1にもありますが、文部科学省の検定が通っている教科書を見るのに、陳情の中にありました、間違いのある教科書というのがあるのでしょうか。

**【カリキュラムセンター室長】**

統計資料などには、間違いではないが古いものがあつたりします。  
学校に、教科書会社から訂正文書が届いたことが過去にはあります。

**【中本委員】**

陳情の方達がおっしゃるように、もし検定に間違いがあるとすれば間違いが通らないようきちんとした検定をして下さいという事ですよね。僕らは検定を通った教科書はどれを選択してもいいわけですよね。陳情には他府県では間違いだらけの教科書が採択されたというようなことが書かれていますが、この陳情の内容は素直に受け止めてよいですか。

過去にも教科書問題では何度も耳にしているので全く知らないわけではありませんが、教科書会社から直接送られてくるわけではなく、調査されてそれでOKになったものが送られてくるわけですが、今後は間違いもあるかもしれないと思って見るのですか。もちろん教科ごとによって専門的な知識がないと見えないような事があるかもしれないが、その辺、この請願は、そういう事があるかもしれないと疑いの気持ちを持って、専門の指導主事と、こうやって確かめるべきということなのではないでしょうか。

**【指導課長】**

基本的なところですが検定を済まされた教科書につきましては、どの教科書も検定を通った教科書だということで調査研究をしていただくということでよいと思いますが、ただし、検定後、事実関係が異なるような事が出た場合、当然、修正ということで国の方から通知がございますのでそういった形で受け止めていただきたいと思います。

**【中本委員】**

過去に通知が来たこともあるのですね。

横浜市の採択地区が18地区から1地区になったのはどんな理由か、聞いていますか。

**【指導課長】**

横浜市の場合は小中一環教育を推進しているため、区ごとに分けると区にまたがった小中で連携指導がしにくくなるため、また川崎市にない特徴としては、地域が広く、市内での転入学が多いため、同じ教科書を使っていた方が便利だという理由だと聞いています。

**【中本委員】**

川崎市では、4区を1つになるなんて計画は出たことがないですよ。

**【金井教育長】**

昨年度にも話が出ましたが4地区の特徴を考慮した教科書もあり、また1地区にした方がやりやすいこともあるでしょう。臨機応変に、その時々、一番良い方法が取れるような余地を川崎市では残しておくことが良いと思います。

**【中村委員】**

採択地区を減らすのは国の方針には反するのではありませんか。

新しい指導要領でもあるように、日本人の誇りをもち、アイデンティティーの素になるようなものを大事にしていこうと言うことを考えれば、今まで川崎市が取り組んできたようにそれぞれの地域の特性を生かした副読本を作成し地域を見つめる教育をしてきたことを考えれば最低4地区、これを1つにする意味はないと考えます。

小学校は難しい面もあるかもしれませんが、中学校では先生方がそれぞれの教科のプロであることや生徒のニーズや地域環境によって違うということを考えると4地区は必要だと思います。

中本委員が先程、検定を通った教科書に間違いがあると思って作業しないとならないのかという話でしたが、それを我々が全てをチェックするというのは、昨年度の膨大な作業量を考えて無理です。調査研究会、選定審議会にその辺を踏まえてきちんと対応してほしいです。

**【金井教育長】**

教科書の検定制度自体に敬意を表しているし、そこが崩れては困ります。そこから始めないと先に進めません。



**【中村委員】**

ただ間違いだらけ、途中で修正が入ることもという話がありましたが、今回、大震災を踏まえて、途中で修正が入ることもあるでしょう。さまざまな事が変わってきています。地図すら変わります。地図はまだ決定できない国土地理院が変えたところで学校現場にそういう資料がくるはずですし、そのほか、大きく変えなくてはならないことがたくさんあると思います。

大きく変わっていくことを川崎市はどう受け止めていくかを考えなくてはいけない。現状の指導要領で出されたものを審査するが、そういったことを内包している事を考えなくてはいけないと思います。

**【佐々木委員長】**

昨年、各地区で地域性をよく把握していることはよくわかりました。ただ、その目標にどの教科書が本当にあっているのかがわかりません。その辺りが苦労した点です。その辺りをわかるように諮問してほしいです。

小学校5年生の教科書に災害を扱ったものがあります。川崎市にも避難してきている小中学生もいるのでその辺り扱いに関する配慮もお願いしたいです。

**【中村委員】**

4地区ではそれぞれ状況が全く違います。今回の災害でも、さまざまな学校の取組みが明暗を分けたと言う話もあります。違うことを受け止めながらしなくてはならないでしょう。

**【中本委員】**

最終的に研究会や審議会からあがってきてから手にする調査報告書ですが、報告書の性質上、良い悪いを書きにくいでしょうが、専門的な目で見ると、怪しい文言や、今回の震災のことなども正確に捉えているのかなどについて、正確な判断ができるような環境を作ってほしいです。

**【小泉委員】**

あまり良い悪いの判断が示されると、委員の判断や権限に影響を及ぼします。ただし、共通の説明の基準などを設けてもらえるとよいと思います。

**【カリキュラムセンター室長】**

教科書の内容では社会科で防潮堤の記載もありました。

社会科でいえばエネルギーや災害についても、大震災で被害があった事実があるとい

う視点で、県の調査研究を今後も注視していきたいです。

**【金井教育長】**

原発の問題も5年先、10年先、どうなっていくかわからない、その中で教科書採択をしていきます。指導者等は、主たる教材として教科書を用いますが、教科書を全て教えるということではなく学習指導要領に則って、修正等しながら、伝えていきます。

**【中條委員】**

この未曾有の災害後、改訂前の事実には書かれたことが、事実ではなくなってしまう。例えば原発が安全だと書かれていた教科書もありましたが、この事を子供たちにどう教えていくのか、検定の外でそういった事が出てくるのであれば、今後には生かしていきたいです。

**【佐々木委員長】**

請願①から⑥までの請願事項を採択にするか不採択にするか意見はありますか。

**【中條委員】**

昨年度の小学校の教科書の採択の際にもたくさん請願をいただきました。一定の方からもらう請願は一定の理解はできますが、教科書の採択は教育委員の責任と権限の下で適切な手続きによって行われるものであり、これを採択することにより我々の責任と権限が歪められる可能性があるため、これに関しては採択も不採択もしないと言うことが妥当ではないでしょうか。

**【小泉委員】**

最終的にはここで我々の責任と権限で決めていくことですので、中條委員の意見に賛成です。

**【佐々木委員長】**

それでは結論を出してまいりたいと思います。

今回の請願事項については、いずれも平成24年度使用の中学校教科用図書の採択手順、方法に関するものです。

教科用図書の採択については、その手順や方法を含めて、本市教育委員会は、従来から「教育委員会の権限と責任において」実施しています。

その趣旨から、本請願事項に関して一定の判断をくだすことは、議案審議や教科書採択の判断にかかわる議論となり、今後の平等で公正な論議に制約を生じさせることにもなりかねないため、この請願に対する判断を現時点で行うことは適切ではないと考

えます。

過去の教科書採択に関する請願・陳情についても、本市教育委員会においては、いずれの請願・陳情についても、内容を審議し、採択・不採択の判断を下すことは、その後の平等で公正な論議に制約等を生じさせる可能性があるため、採択・不採択の判断をしないという決定をしています。

本請願につきましても、これまでと同様に、採択・不採択の判断をしないことが妥当であると考えますが、いかかですか。

**【各委員】**

<了承>

**【佐々木委員長】**

それでは、そのように決定させていただきます。

なお、これからもより一層平等・公正な教科用図書採択事務を遂行する際の貴重な御意見として参考にさせていただきたいと思います。

## 8 議事事項 I

議案第3号 平成24年度川崎市使用教科用図書の採択方針について、及び同教科用図書の選定に係る諮問について

指導課長が議案第3号について説明した。

**【佐々木委員長】**

教科書採択までの手続き等を含めて、質問はありますか。

**【中條委員】**

スケジュールの中の5月下旬の調査研究用図書の展示会というのはどこで行われますか。

**【指導課長】**

各区にそれぞれ調査研究拠点があり各区の拠点校の中学校に展示会場を用意しています。

**【中條委員】**

6ページの各学校の調査研究というのは、各学校の先生が拠点校に出向いて教科書を

見て研究するのですか。

**【指導課長】**

そのとおりです。

**【中村委員】**

展示会となっているが、ずっとそこにはないといけないと思われませんが、各学校に巡回するというのは可能ですか。

**【指導課長】**

見本が5月下旬に届くことや調査研究員も見るということで物理的に無理ではないかと考えます。

**【中條委員】**

毎年、見本は何セット届きますか。

**【指導課長】**

24セットです。

**【中條委員】**

増やすことはできますか。増やせれば巡回も可能ではないですか。

**【指導課長】**

見本は文部科学省からの通知に基づき配布されているので、変更はできません。

**【小泉委員】**

審議会規則に、委員の次に掲げるものとありますが、人数の根拠は何ですか。

**【指導課長】**

規則は昭和26年に定められたもので、採択時期ごとに定められており、人数は40名以内としています。

**【小泉委員】**

「調査審議の観点」というのがありますが、これを参考にするというのでよいですか。

**【指導課長】**

そのとおりです。調査審議するときの参考にさせていただきいです。

**【中村委員】**

昨年度の小学校の時に審議会の人数配分を変えましたが、結果どうでしたか。

**【カリキュラムセンター室長】**

最初、各区から保護者を選定する予定だったが、保護者を7区高等学校特別支援学校の保護者を合計9名としました。違う校種の保護者から意見を聞いた事は大変意味のあることでした。

**【中村委員】**

7月に第2回、第3回を行うのは審議会を行う目的では遅いのではないですか。我々の調査研究にも影響してくるので早めに進めてほしいです。

**【佐々木委員長】**

採択は昨年同様、土曜日または日曜日に行うのですか。

**【カリキュラムセンター室長】**

そのとおりです。

**【中條委員】**

8月の月上旬の採択を遅らせることはできますか。

**【指導課長】**

法令上は8月31日までとなっているので可能です。

**【佐々木委員長】**

教科書の勉強に時間をとっていただければ助かります。

原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【佐々木委員長】**

原案のとおり可決といたします。

## 9 報告事項

報告事項 No. 1 平成23年第1回市議会定例会の報告について

総務部長が説明した。

### 【各委員】

<了承>

報告事項 No. 2 市議会請願・陳情審査状況について

総務部長が説明した。

### 【中條委員】

請願124号、陳情237号が採択された場合、教育委員会の教科書採択に与える影響はどうですか。

### 【総務部長】

一般的に議会で決定した内容は、議会の決定なので。

### 【金井教育長】

議員さんの意見は市民の意見なので尊重はされるが、教育委員会としては先程議論したような形式で採択していただきたいです。

### 【各委員】

<了承>

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理及び専決事項の報告について

企画課長が説明した

### 【各委員】

<了承>

報告事項 No. 4 「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画（第2次）の策定

について

生涯学習推進課長・学校教育部担当課長が説明した

**【小泉委員】**

学校図書館コーディネータと図書館総合システムというのはどういうものですか。

**【学校教育部担当課長】**

学校図書館コーディネータは公募で現在各区に3名ずついます。司書などの専門的な知識のある者を1日6.5時間週2日の勤務の非常勤で、コーディネータ1人が8校を回り、蔵書の点検や整備や学校の司書教諭や図書ボランティアの指導をしています。また、研修等の講師等も勤めています。

図書ボランティアは、小学校では中休みの貸し出しや読み聞かせ、中学校では図書館システムでの新着図書の登録などにも保護者や地域の方の力を借りたいと思っています。

**【生涯学習推進課長】**

図書館総合システムは、市立図書館と各学校図書館とネットワーク化し、市立図書館膨大な資料やデータを学校でも利用できるようになっていました。さらにネットワークを発展させて市民の方にも利用できるよう考えています。

**【佐々木委員長】**

図書ボランティアはどのような形でどのくらいの人が入っていますか。

**【学校教育部担当課長】**

小学校では中休みの読み聞かせや貸し出しをしています。数は多い学校で登録が50名以上になります。中学校はボランティアが入りにくいですが、中野島中学校では、伝統的にシニアボランティアが、朝の読み聞かせに来ているという特徴があります。図書の整理や図書館の装飾などでも入っています。図書館総合システムの登録は、昨年度までは緊急雇用対策で委託しながらしていましたが、これからは、そういうところもボランティアの力を借りたいと思っています。

**【小泉委員】**

コーディネータの仕事がどうかわかりませんが、例えば各単元に関する読み物、絵本は教材としてもっと活用してもよいと思います。そうすると教科による内容に詳しい視点がないといけないので、総合教育センター、指導主事、学校の先生方の図書館や図書について検討するような研究会があればよいと思います。連携し、「川崎市ではこ

んな情報がある、こんな活用ができる」というような情報を先生達に提供し、活用しやすくしていけるとよいです。例えば、いろいろな所に図書を配置するなどの工夫も見られますが、子供たちに利用されると言うことではあれば考えてもいいと思います。

#### 【金井教育長】

司書教諭が各校に 1 人いて、その先生方ができれば一番よいですが、自分の教科の時間数の関係もあるのでなかなか難しいです。

#### 【中本委員】

小泉委員の意見に大賛成です。地域学習、ふるさと学習をしているが、図書館には非常に良い資料がたくさんあるのに活用されていません。そこをリンクできるコーディネータが、つまり学校がどういった方向を向いた学習を、例えば総合学習は地域との結びつきができる学習がよいと思います。どういうところを狙っているかという学校側のやっていることと資料をドッキングできるような。とにかく図鑑がほしいです。そういう特色のある学校の子供達達が「あそこにいけばとりあえず日本の川のことなんでもわかる」というのを、実は先生が教えなくても、一年間にわたり総合学習をすると非常に強い関心を持つので、子供たちが図書館に目的を持って行けるような、いかに来やすくするかという配慮も大事ですか、行く理由を、学校の中でせっかくあれだけ素晴らしい取組みをしているので、コーディネータの方なり学校を理解なさった方に考えていただくのがよいです。

多摩川の昔の写真がないです。きれいになった川での学習という時に、昔どんな汚かったかがないです。発表会で写真がない、子供たちは撮っていないので。図書館行くとあるとか、データでもらえるとか、読み聞かせも大事だが、行きやすさだけでなく行く理由を作るというのも、考えていただきたいと思います。

#### 【小泉委員】

退職された先生の協力等もありえます。

#### 【中村委員】

国語科とかそういう連携はしていますか。

#### 【学校教育部担当課長】

はいしています。実は、明日、中学校の図書館担当者会議があり、6月3日には小学校のがあります。昨年度まで年1回だったが年2回になって、明日はコーディネータとの顔合わせと、計画的に授業とのリンクがまだまだ不十分ですが、少しでも計画的にやっていくために、明日顔合わせの中で具体的な日程調整していくことをしま



す。6月3日の小学校では、情報研究会の方で図書館担当者会議をしているので、そちらの会長に講演いただく話もあります。中学校は国語科研究部会に私と指導主事が行って授業への努力と連携という事も話しています。先週は図書館部会にも行って教科との連携を図っています。

#### 【小泉委員】

国語科だけではなく、社会や総合でいろいろな資料が必要でしょうし、数学や算数、理科とか家庭科にしても読み物はいろいろな良いものがあるので、そういうところに学習を広げていくというような視点で進めてもらえたらよいと思います。

#### 【金井教育長】

小泉委員がおっしゃっているように、調査の結果を受けて、読解力が足りないというところ、本を読めばいいくらいのレベルに収まってしまいが、国語と色々な教科と連携しながら、読んだ中で次に自分が仮説を立て、次にどうするのか、そういう考える力を育てるというのが調査結果から読み取れるわけで、その辺りがいつも中途半端に終わっているように思うので、できたらそういう専門の教科と連携していくといいかなと思います。

#### 【中村委員】

昨年、小学校と教科書を見て、教科書レベルではそういう努力の跡が見られるので、もっと繋がれたらいいです。

#### 【佐々木委員長】

他に何かございませんか。なければ承認と言うことでよいでしょうか。

#### 【各委員】

<了承>

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

## 10 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告につ

いて

庶務課担当課長・庶務課長・教職員課長が説明した

**【佐々木委員長】**

承認と言うことでよいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

## 1 1 議事事項Ⅱ

議案第4号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会委員の委嘱及び任命について

生涯学習推進課長が説明した

**【佐々木委員長】**

原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【佐々木委員長】**

原案のとおり可決いたします。

議案第5号 川崎市教科用図書選定審議会委員等の委嘱等について

指導課長が説明した。

**【佐々木委員長】**

原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【佐々木委員長】**

原案のとおり可決いたします。

## 12 閉会宣言

委員長が閉会を宣言した。